

国に「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」提出を求める陳情

【陳情願意】

2018年2月に内閣府が公表した世論調査では、夫婦同姓と夫婦別姓を選ぶことのできる、いわゆる選択的夫婦別姓制度の導入に賛成・容認と回答した国民は66.9%で、反対の29.3%を大きく上回り、特に30歳代における賛成・容認の割合は84.4%にも上る結果となりました。

同年3月の衆議院法務委員会における政府答弁によれば、法律で夫婦同姓を義務付けている国は、我が国だけであり、1996年に法制審議会が、選択的夫婦別氏制度の導入を含む「民法の一部を改正する法律案要綱」を答申して以降、いまだ法改正の見通しは立っていない状況です。

最高裁判所は、2015年12月、夫婦同氏制度を合憲とする一方で、夫婦同氏制度のもとにおいては、婚姻によって氏を改める者にとって、アイデンティティの喪失感を抱くなどの不利益を受ける場合があることは否定できず、妻となる女性が不利益を受ける場合が多いことが推認できるとし、婚姻に伴う改姓により一定の不利益が生ずる可能性を認めた上で、「制度の在り方は、国会で論ぜられ、判断されるべき事柄」と判示し、夫婦別姓制度の導入については否定せず、国会における議論を促しています。

家族の多様化が進む中、旧姓を通称として利用する人や事実婚を選択するカップルも少なからずおり、改姓によって、これまで築き上げたキャリアに分断が生ずる例や、結婚自体を諦める例など、不利益をこうむる人が一定数いることも事実です。

選択的夫婦別姓については、こうした状況や最高裁判決の趣旨を踏まえ、適切な法的選択肢を用意することが、国会及び政府の責務であると考えます。日本のジェンダー平等への機運を地方から広げるため、国に対し、以下の意見書をあげていただきたく要望いたします。

【陳情項目】

1、選択的夫婦別姓制度の導入を強く求め、国に対し意見書の提出を行うよう求めます。

以上